

新旧対照表

(別紙)

【国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成 13 年 10 月 5 日財閥第 810 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等 に基づく輸出入通關手續等について</p> <p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）並びに <u>自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 84 条の 3（在外邦人等の輸送）、第 84 条の 4 第 2 項第 3 号（国際緊急援助活動等）及び同項第 4 号（国際平和協力業務の実施等）（以下「PKO 法等」という。）</u>に基づいて自衛隊（自衛隊法第 2 条（定義）に基づく自衛隊をいう。以下同じ。）が輸出又は輸入する貨物（携帯品を除く。以下同じ。）の通關手續等を下記のとおり定め、平成 13 年 10 月 5 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等 に基づく輸出入通關手續等について</p> <p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）並びに <u>自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 100 条の 6（国際緊急援助活動等）、第 100 条の 7（国際平和協力業務の実施等）及び第 100 条の 8（在外邦人等の輸送）（以下「PKO 法等」という。）</u>に基づいて自衛隊（自衛隊法第 2 条（定義）に基づく自衛隊をいう。以下同じ。）が輸出又は輸入する貨物（携帯品を除く。以下同じ。）の通關手續等を下記のとおり定め、平成 13 年 10 月 5 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>(同左)</p>